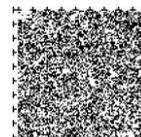
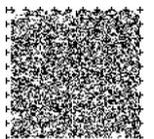


いいんていしゅつしりょう
委員提出資料

ごじゅうおんじゅん
(五十音順)



あべいいていしゅつしりょう
安部井委員提出資料



平成 26 年 11 月 21 日

東京都障害者施策推進協議会専門部会への意見

東京都重症心身障害児(者)を守る会

安部井 聖子

日頃より大変お世話になっております。重症心身障害児者へのご配慮を賜り心から感謝申し上げます。

○安全・安心の確保の観点から

・在宅人工呼吸器使用者の非常用電源に関して

災害などにより停電が起こることで生命の危機に直結します。「在宅人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備整備事業」が既にありますが、難病患者だけでなく人工呼吸器を使用している重症児者にも非常用電源が貸与されるようご配慮くださることを願っています。

・災害時における要配慮者への支援

災害時はまず自助であり、日頃から防災用品の準備や近隣との良い関係を心がけていますが、重症児者を抱えての避難は自助では限度があります。災害対策基本法の一部改正により災害時要援護者から要配慮者になり、その中でも自ら避難することが困難な避難行動要支援者への支援が明確化されました。優先的な救助と避難の確保が円滑に行われるようお願いいたします。

・二次避難所（福祉避難所）

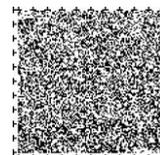
一次避難所での生活が困難な障害者にも対応する避難所が不十分です。十分な数の設置、素早い立ち上げ、医療の確保、停電時にも対応できるよう電源の確保をお願いいたします。

○生涯学習の観点から

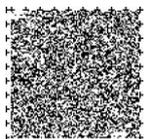
「障害者の権利に関する条約」第 24 条には、学校教育のみならず、生涯教育の重要性も述べられています。どんなに障害が重い者であっても、重症児者は何歳になっても発達できる秘められた能力を持っています。潜在能力を引き出し、可能性を最大限に引き伸ばす本人支援が求められています。学ぶことは生きる力にもつながり、自己肯定感とともに根源的な喜びとなり、将来の夢や希望につながっていきます。

障害者社会参加の機会はスポーツや創作活動などがありますが、障害が重く家庭の中で過ごす時間の長い重症心身障害者にも生涯学習の視点からの支援は皆無に等しい状態です。家事援助や身体介護のみならず、本人主体の支援としての生涯学習の機会と場が望まれます。

本人の成長や発達は、周囲の人たちの価値観をくつがえし、豊かな社会形成にもつながっていくことと思います。



さがわいいんていしゅつしりょう
笹川委員提出資料



東京都障害者施策推進協議会の意見書

公益社団法人東京都盲人福祉協会

会長 笹川 吉彦

東京都障害者計画・4期東京都障害福祉計画（素案）について

点字資料が手元に届いたのは12月10日でしたので、熟読することも、役員会にかけることもできませんでした。担当者のご苦勞のほどお察ししますが、これではどうにもなりませんので、この点ご承知置き下さい。

1. 素案について検討しましたが、本会が提出した意見は殆ど取り入れられておらず、何の為の部会だったのか憤りさえ感じます。全面的な見直しを強く要求します。主な問題点は、下記の通りです。

(1) 基本的な考え方について

素案では障害者権利条約ならびに障害者差別解消法を踏まえた上でとありますが、権利条約第20条 移動、第21条 コミュニケーションの条項は、いずれも視覚障害者や盲聾者に関する条項で、その障害者の特性を配慮し、しかるべき対策を講ずる事になっております。

このことから、権利条約は障害者の特性を配慮しつつ、障害者施策を総合的に推進することになっているはずですが、残念ながら以上の2条をとって見ても素案は極めて不十分なものと言わざるを得ません。具体的には

- ① 第20条でいう移動の保障は、「同行援護事業」に該当すると思われませんが、このことについては全く触れていません。特に同行援護事業は、外出先での読み書きの問題も含まれております。地域生活を営むためには、同行援護事業は必須事業であり、各自治体の事業だからといって、東京都自体の方針がないのは極めて無責任だと思えます。これに合わせて平成27年度から「サービス利用等計画」が実施されようとしていますが、相談支援専門員が不足していることから、全く手を付けていない自治体から順番待ちをしなければならない自治体もあり、当事者は大変な不安を抱いています。今後

今後の東京都の方針を示して下さい。

- ② 第21条 関係では、点字や音声による情報提供について示されています。点字は、視覚障害者や盲聾者特有のものであるにも関わらず、素案には全く触れられていません。今後東京都は当事者に対する情報提供をどのように取り扱うのか示して下さい。他の身体障害者にはない、言わば目の見えない者や盲聾者特有の問題です。また、音声による情報提供も視覚障害者にとっては欠かすことのできない重要な情報源です。このことについて東京都はどうか対応するのか。

事例：今般行なわれる衆議院議員選挙において点字および音声により情報提供がなされていますが、ある区においては視覚障害者が1千人以上いるにもかかわらず、カセットテープ5本しか発行されていません。回し聞きするにしても、僅か12日間の選挙期間では全く不可能です。改めて言うまでもなく、選挙は民主主義の基本であり、有権者に等しく与えられている権利です。このような状態では、選挙に対する平等は全くはかられていないというのが実情です。

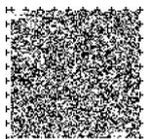
- ③ 障害者差別解消法で、視覚障害者が最も重視しているのは、就労の問題です。最近の情報で、障害者の法定雇用率は1.83パーセントとなっています。これに対し東京都のそれは1.73パーセントと大きく立ち遅れています。その原因はどこにあるのか、原因を明らかにして下さい。その上で今後の具体策を立てるべきです。雇用率アップの原因は知的障害者や精神障害者の方々の努力によるものですが、一方、視覚障害者の場合は下降の一途を辿っております。この点、東京都は今後どのような施策を講ずるのか示して下さい。

本会では長年に亘り東京都職員の身体障害者別枠採用に当り、点字受験を求めて来ましたが、受験条件に活字による出題に対応できる者、ということになっているため、重度視覚障害者は排除されるという結果になっています。同様な問題が熊本県熊本市においても発生しておりますが、同市では同法に鑑み次回から点字受験を認める方向で検討が進められています。東京都の方針として重度視覚障害者の採用を前向きに検討し、素案に盛り込んで下さい。

以上、取り敢えず意見書を提出しますが、発言時間3分以内というのは、余りに

も御粗末でおざなりです。このようなことで、第4期障害者福祉計画が策定されるとすれば、舛添都知事の方針である「2020年までに世界一の福祉都市東京を実現する」という方針を逸脱することになるのではないのでしょうか。ご一考をお願いします。

なかにしいいんていしゅつしりょう
中西委員提出資料



東京都関連施設のユニバーサルデザインに関する提言

DPI 日本会議 中西正司

●基本理念

①国連障害者権利条約の理念を踏まえ「他の者との平等」を基礎とする

我が国が2014年に批准した障害者権利条約は、基本的な理念として「他の者（障害のない者）との平等を基礎」としている。その理念を踏まえ、障害のある者もないものと等しく、選択権を保障し、観劇・観戦・競技を楽しめる劇場・施設・競技場の構造とする。

②新たなユニバーサルデザインの基準設定を行うこと

現行の東京都福祉のまちづくり条例、移動円滑化基準、建築物設計標準およびその他サッカー等競技場の施設基準に捉われることなく海外の先進事例を含めて新たなユニバーサルデザインの基準設定を定め、利用環境の変化に対応できる長期的な展望に立ち進める。

③障害当事者の声を聞く

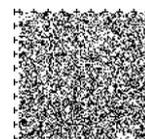
計画・設計、施工、完成の各段階へ、また完成後の評価について当事者参画のもとに行うこと。

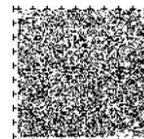
④観客および競技者の両面に配慮した設計とする

障害者が観客として観劇・観戦を楽しみ、演者・選手として出演・出場する、その両面を想定してバックヤードも含めたユニバーサルデザインとする。

⑤緊急避難を想定した設計とする。

東日本大震災では、障害を持つ者の死亡率が健常者の2倍という数字が示された。これを踏まえ、緊急時の避難を想定した構造とする。





1. 移動ルート

健常者と同じルートを使えることを基本とし、複数ルートを確認する。

(1) 最寄り駅から会場までのアクセス

- ① 水平移動を基本とする。
- ② 垂直に移動せざるを得ない場合は、幅広のスロープ（一般客も使える）と、車いす4台以上が同時に乗れる30人乗り以上のエレベーターを設置する。

(2) 入場

- ① 入口からすべての観客用出入り口は段差を解消する。
- ② 垂直移動があるときは、一般客も使う大規模なスロープを設置する。
- ③ 必要に応じて一般客も利用できるエレベーター（30人乗り以上）を設置する。

(3) 会場内

- ① 各フロアは段差を解消しフラットとする。
- ② 複数の移動ルートを確認する。
- ③ 通路は一般客と車いすがスムーズに移動できるように十分な幅を確保する。

(4) 各階層への移動ルート

垂直移動はエレベーターとスロープの両方を設置する。

① エレベーター

- ・ エレベーターは車いす、ベビーカーをはじめ高齢者、一般観客も多く利用するため、かごの大きさについて30人定員以上のものとする。



ヤンキースタジアムの
EV（計10台）



EV内部①



EV内部②

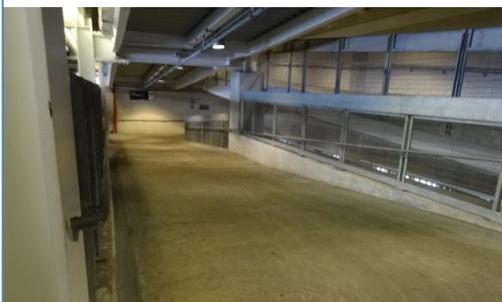


EV内部③

- ・ すべてのエレベーターはユニバーサル設計のものとし、車いす操作盤はもとより視覚障害者への音声案内、階数のアナウンスを、また、聴覚障害者や言語障害者が非常呼び出しボタンを押した際に話すことが出来なくとも応答確認ができる仕組み、体制を整備する。
- ・ 入り口幅の広い（袖壁がない）エレベーター構造とする。
- ・ エレベーターは貫通型が望ましい。貫通型は中で車いすの向きを変えなくて良いので、移動がしやすい。
- ・ シースルー型とする。
- ・ 緊急時にエレベーターが停止した際に、音声および文字情報によって知らせることができるよう液晶モニターを設備をもうけること。
- ・ 設置数は、全体の席数との関係を考えて複数確保する。
- ・ 演者・選手等が利用する演者控え室・バックヤードにもエレベーターを設置する。
- ・ エレベーターのボタンを押した時、ボタン全体が電気で光り、階数などの文字部分が太字で大きく、ロービジョンの人にとっても、分かりやすいものにする。（例：最近の大阪の地下鉄今里筋線など）

② スロープ

- ・ 一般客も使用する十分な幅のスロープを設置する。



スロープ
(ヤンキースタジアム)



一般客も自由に通れる。
(避難経路としても有効)

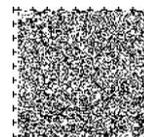
2. 車いす用席

(1) 車いす用席の設置場所（水平・垂直方向への分散）

① 通路からアクセスしやすい場所に設置する。

具体的には、劇場の場合、劇場中央横通路や後部通路、各ドア近辺の平面部分に設ける。また競技場の場合、競技場を囲んで一周フラットなコンコースを設け、ここに車いす用席を設ける。

水平方向への分散。



正面スタンド、バックスタンド、コーナー等全てのエリアに設置する。競技場を囲んで一周全てを車いす用席とするのが望ましい。

② 垂直方向への分散。

各階層に②と同じく全てのエリアに設ける。上階層の場合は最前列に設けることが望ましい。

(2) 席数

① 総席数の1%以上を常設の車いすスペースとする。

② さらに、総席数の0.2%を仮設車いすスペースとして確保できるようにする。

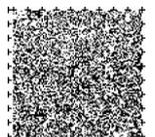
③ 車いす用席は1層のみに集中するのではなく、各階層にその席数の1%を設ける。

※当日売れ残った席は、一般席として販売しても良い。

※カメラなど報道スペースとしては使用しない。

④ エリアごとに色分けするなどの工夫。またそのエリアの座席に行くために、エリアと同じラインが地面にあると分かりやすい。

⑤ 座席に番号がある場合、座面の色と異なる色で、コントラストがはっきりするように、大きく太字で表示する。





車いす席 (2F)



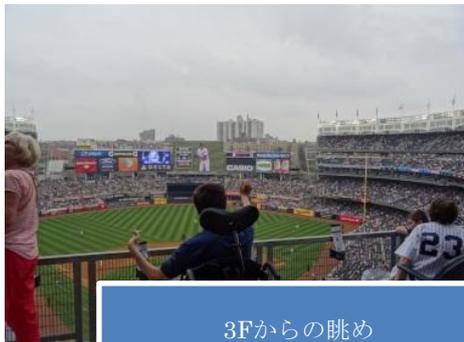
車いす席 (3F)



車いすユーザーが居ない場合は一般客に販売。(後ろは立見席)



2Fからの眺め



3Fからの眺め

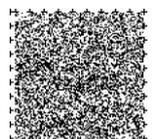


車いす席エリア

(3) サイトラインの確保

- ① 前席の人が立ち上がっても視界が遮られないようにサイトラインを確保する。
- ② サイトラインは前席の人の身長を 175cm 以上と想定し、車いすの目の高さは 105cm を基本とする。
- ③ トラックの一番外側(手前まで)までの視界を確保する。
- ④ サイトラインの高さの異なる数パターンの席を設ける。

車いす利用者は身長の高い人や、小型の車いす、リクライニング式車いすなど目の高さが低い人も多い。そのため、目の高さが 105cm より低い人へサイトライン確保を考慮して、数種類のサイトラインの高さの席を設ける。75cm、90cm、105cm というようにする。





(4) 手すりの高さ

- ① 車いす使用者の視界を遮らない高さとする。具体的には 80cm 以下にする。
- ② 車いす使用者の視界を遮るものを前に設置しない。

(5) 車いす席のサイズ

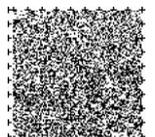
- ① 1 席の場合は幅 915mm、2 席以上並列する場合は 840mm 以上とする。
- ② 奥行きは 130cm 以上とする
- ③ 車いす席の後部には車いすが回転可能なスペースを確保する。

観劇・観戦中に車いすで席の間を移動することもあるので、それを考慮したスペースが必要。観劇・観戦中にトイレを使用して戻ってくる、という状況を踏まえた設計が重要。

- ④ リクライニング式車いすなど 1 席では収まらない車いすでも観劇・観戦できるように設計する。具体的には、隣の席とつなげて利用するなど。

(6) 同伴者席

- ① 同伴者とは、一緒に観劇・観戦を楽しむ人。介助者も含む。友人等と一緒に観劇・観戦を楽しむ設計が必要。
- ② 障害者と横に並ぶように設ける。
- ③ 最低 1 名は同伴者席を設ける。2 名以上の場合も、前席などすぐ近くの席に座れるように配慮する。





固定の同伴者席



同伴者は折りたたみ椅子で対応（ヤンキースタジアム）

(7) 後部座席への配慮

- ・ 車いすが後ろの席の視界を遮らない構造とする。

(8) イージーアクセスシート

- ① 車いす利用ではないが、足腰・長身・横幅が広い等何らかの理由で配慮された席が必要な人のための席を設置する。

3. トイレ

(1) 基本的な設置構造

- ① 多機能トイレを設置する。
- ② 一般トイレ（男性用・女性用）の中に簡易多機能トイレを一カ所以上設置する。
- ③ ベビーベッド、ベビーチェア、小児用小便器は一般トイレ内に設ける。
- ④ オストメイトは多機能トイレと一般トイレの両方に設置する。

(2) 多機能トイレ

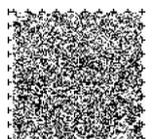
- ① 車いす用席 15 席につき 1 つの比率で設置する。
- ② 1 層に集中せず、水平・垂直方向に分散する。
- ③ 右勝手、左勝手を考慮する。

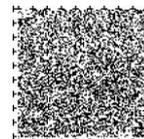


左勝手レイアウト



右勝手レイアウト





- ④ 扉は自動ドアとし、開閉ボタンは押しボタンとする。なお、トイレ内の扉開閉ボタンは扉より 700mm 以上離して設置し、壁には出入りの妨げになるものを設置しない。
- ⑤ 多機能トイレ内は、電動車いすでも十分に回転ができるよう直径 1500mm 以上のスペースおよび介助者による便座への移乗支援がし易い空間を確保する。
- ⑥ 多目的シート（固定あ式）を設置する。
- ⑦ オストメイトを設置する。（ストーマの車いすユーザーも居るため）
- ⑧ 壁に面してない側の手すりは、固定ではなく可動式にする（介助しやすい様に）
- ⑨ 便器の背面には、背もたれを設置する（座位を保ち、介助をし易くするため）
- ⑩ 便器の周りもしくは、入口付近、また簡易式ベッドの付近にプライバシー保護や目隠しのためのカーテンなどを設置する。

《◎好事例 地下鉄九段下駅》



正面左に多機能トイレがある



右手前の便房が簡易多機能トイレ



入り口には図と点字で案内表示。
男女それぞれに簡易多機能トイレ
(少し広い便房) があるのがわかる。

(3) 一般トイレ

- ① 入口には視覚障害者の誘導チャイム、設備配置の音声案内および触知案内図を整備する。
- ② 男性用・女性用トイレの中にそれぞれ簡易多機能トイレを一カ所以上設置する。
- ③ 聴覚障害者への緊急時の対応として案内放送が文字で流れるモニターを設置フラッシュライトの設置およびフラッシュライトを各便房に設置する。
- ④ 洗浄ボタンおよび非常ボタン等の操作系についてはJIS S0026による配慮設計とする。また、ロービジョンの人も視認しやすい洗浄ボタンを設置する。



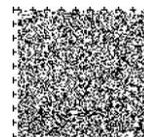
- ⑤ 入り口でセンサーに反応して、男性用・女性用の音声を流すことや、壁の色を男女で分けるなどの工夫をする。
- ⑦ 男女の表示も大きくして分かりやすくする。（大阪市営地下鉄今里筋線や同じ地下鉄のリニューアルトイレの男女表示はとても大きいです。）
- ⑧ トイレの触地図について、その存在が分かるように、触地図の前に立った時に音声が流れると分かりやすい。また、触地図には点字のみではなく、普通文字（墨字）も併記し、弱視の人にも分かりやすいように、バックが黒、線などが白というように、コントラストをはっきりさせる。（例：大阪市営地下鉄谷町線天満橋駅）
- ⑨ ベビーベッド、ベビーチェア、オストメイトを設置する。
- ⑩ 便房に高齢者も使いやすいように手すり等をつける。

(4) 演者・競技者用の多機能トイレ

- ① 演者・競技者控室に多機能トイレを設置する。
- ② 競技用車いすは安定性を確保するためキャンパー（タイヤをハの字）角をつけているため一般の車いすより幅が広い。そのため扉の幅の1000mm以上を確保すること。

(5) 授乳室

- ・ トイレとは別に独立して設置する。



4. 聴覚障害者への配慮

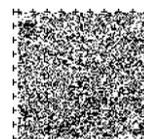
- (1) 電光掲示板を設置する
 - ① 場内アナウンスを文字と手話で流す。非常時は警報を流す。
 - ② 劇場内、またコンコース上にもディスプレイを設置する。
 - ③ 緊急時は漢字とひらがなで案内を流す。
- (2) フラッシュライトの設置
トイレの個室の中に設置する。
- (3) 磁気ループ席を設ける
複数箇所確保する。垂直・水平方向に確保する。
- (4) エレベーター
 - ① 非常ボタン（耳マーク）を設置する。
このボタンを押すと音声対応はせずに現場に係員がきて対応する。
 - ② モニターを設置し、文字で情報を伝える。
- (5) 筆談対応
 - ① 全ての窓口で対応できるようにする。
 - ② コミュニケーション支援ボードを用意する。
- (6) 手話
できるかぎり手話通訳者を配置する。



5. 視覚障害者への配慮

- (1) アシスティングリスニングシステム
ラジオ放送が受信できる器具の貸し出しを行う。視覚障害者等がFMラジオの受信を利用し、競技などでの実況中継を聞く。
- (2) 人的誘導
劇場・競技場のように広い空間では、まず案内所がわかるよう誘導ブロックおよび誘導チャイムを設置すると共に、案内所で申し出たら人的に誘導する仕組みをつくる。
- (3) 危険防止の構造
階段の下など、視覚障害者が追突しないように配慮した構造にする。
- (4) 警告ブロック
階段や危険箇所に警告ブロックを設置する。
- (5) 弱視の人への対応
階段などはコントラストがはっきりするようにする。

6. 案内表示



- (1) ピクトグラム（JIS）を使い、知的障害者にわかりやすい案内表示にする。
- (2) 文字は、ルビ付き、ひらがな表記とする。
- (3) 多言語表示とする
- (4) 床サイン、壁、上面など複数箇所から見える案内表示にする。
- (5) 案内表示は大きな文字、サイン、デザイン、色に配慮し、遠くからでもすぐに認識できるようにする。

7. 休憩室

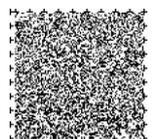
- ・ 精神障害者等は体調が悪いときに休めるベッドが必要。室内で、空調が整備された休憩室を観客数に合わせて設ける。

8. 演者控え室・バックヤード（選手控え室など）

- (1) 障害のある演者・選手が使えるようにバックヤードもバリアフリー化する。
 - ・ エレベーター、シャワー、多機能トイレ、ロッカーなど車いす使用者も使えるような構造にする。

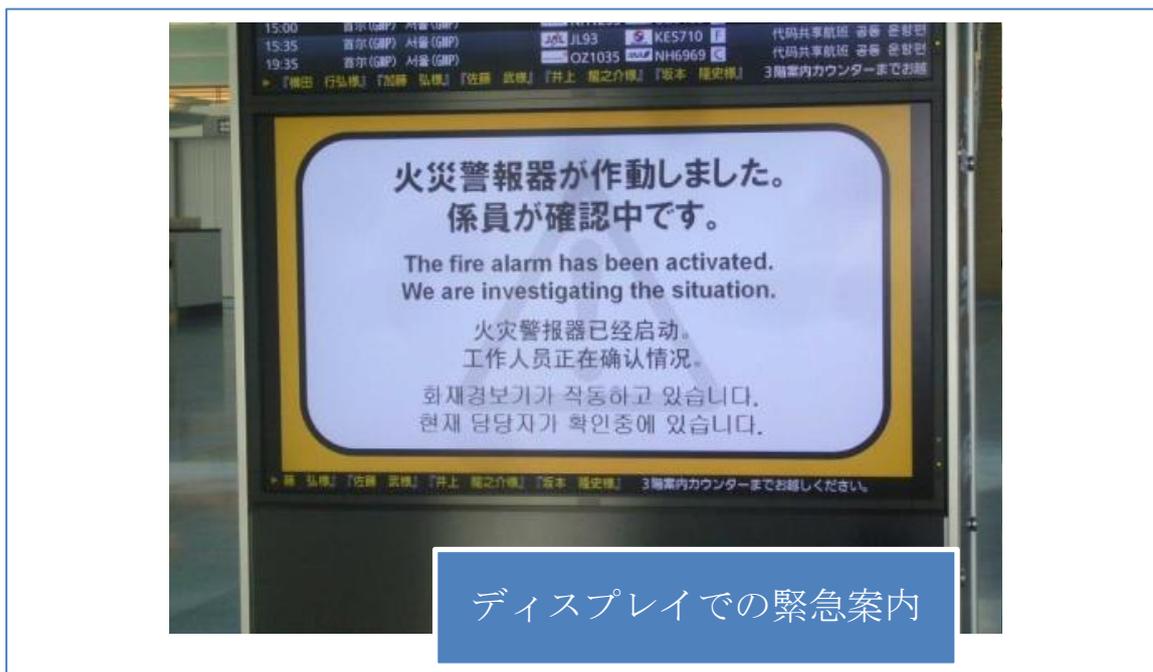
9. 駐車場

- (1) 車いす用駐車場の数
駐車台数の5%を歩行困難者用駐車場とする。
- (2) 場所
 - ① 出来るだけ施設入り口付近に設ける。
 - ② 乗降時に雨に濡れないように屋根を確保する。
 - ③ 歩車道の完全分離
 - ④ 建物への入口のバリアフリー化確保
- (3) スペース
 - ① 横幅、奥行きを確保。
 - ② 車止めブロックの後ろに通路を設ける。歩行者の安全を考えた導線経路とする。
- (4) 予約
 - ・ Webで予約できるようにする。
- (5) 精算機
 - ・ 手に障害があっても精算しやすい機械を設置する。
 - ・ 電子マネーが使えるといい。
 - ・ スタッフの常駐が望ましいが、難しい場合は使用者の携帯電話から呼び出せるシステムがあるといい。
- (6) トイレ
 - ・ 駐車スペースにも多機能トイレを設置する。



10. 緊急避難

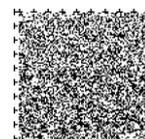
- (1) 上層階は避難エリアを確保する。
- (2) 緊急時はエレベーターが使えないので、スロープが有効。一般客も使用する十分な幅を確保したスロープを設置する。
- (3) 誰にも分かり易い避難経路および避難体制を確保する。
- (4) 聴覚障害者への対応として、緊急時のアナウンスや案内放送等については、競技場大型電光掲示板で知らせると共に、通路にもディスプレイを設置する。



- (5) 緊急時の誘導は、映像と音声で避難の案内を流す。手話も設ける。多言語にも対応する。

11. チケット売り場と購入方法

- (1) 車いす用席、ループ席はWebで購入出来るようにする。
webの他にも電話やFAXで申し込めるといい。
- (2) 窓口販売の場合は、全ての窓口で購入可能とする。
- (3) すべての窓口にローカウンターを設置する。
- (4) チケット売り場の要約筆者、手話通訳者の配置



住宅

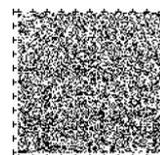
1. 改造費の補助はあるが、大家に返還する場合の補助がない。
2. 障害者用住宅は、トイレ・風呂場の面積が広くなり、一般住宅より高価なものとなるので、差額として家賃補助をしてほしい。
3. 大家への入居保証人協会が不安定で倒産する危険性があるので、誰も保証人がいない場合に東京都が保証人になって欲しい。
4. 公営住宅、都営住宅の車いす用入居制限枠を拡大して欲しい。特に単身の車いす者の入居が困難である。
5. 精神・知的障害者への入居拒否が多いので、東京都で対応を考えて欲しい。
6. 東京都に差別禁止条例を作り、障害を理由にした入居拒否差別をなくして欲しい。

教育

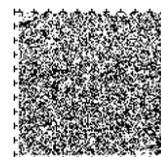
1. 中学、高校、大学の全校舎のエレベーター化、車いす用トイレの各階配置を促進してほしい。
2. 中学、高校において、点字、拡大文字の教科書の配布や知的障害者に対するピクトグラムを配置、配布してほしい。
3. 中学、高校、大学で通学、学内の介助を公的制度として東京都が独自予算で作って欲しい。
4. 聴覚障害者の生徒に対する中学、高校、大学での磁気ループの配置をしてほしい。
5. 中学、高校、大学において、要約筆記者、ノートテイクの配置を学校側が促進するように東京都が補助金枠を作って欲しい。
6. 中学、高校、大学において、学内に精神障害者が休憩できるような休憩室、またスクールカウンセラーの配置を促進するよう、東京都は指導するとともに補助金を交付する。

防災

1. 個別避難計画の策定を区市町村に義務づける。
2. 東京都の避難場所として、公園や緑地、幅広い道路など防火と障害者の避難場所として使える場所を早急に拡大すること。
3. 東京都で障害種別ごとの支援者マニュアルと本人向けの防災マニュアルを作成し、ヘルプカードと合わせて予算措置をする。また市町村に同様のマニュアルの作成を義務付ける。
4. 防災グッズを各作業所、障害者施設に無料配布すること。
5. 呼吸器の発電機の配布について、東北関東大震災以降の新規利用者についても新規利用者についても毎年配布枠を設け、ただちに普及させること。



6. AED の設置を促進する。購入時の補助を東京都で制度化すること。
7. 障害者の緊急時避難場所として、一時避難所は長期間の滞在には向かない。そこで、障害者がホテルや旅館などアクセスの良い、電源や食糧確保が容易な施設の利用を優先的にできるように、ホテル・旅館と事前に契約を結び障害者の避難場所として東京都が指定する。このことによって共同募金会などに寄付された国民の寄付は厚労省を通してホテルや旅館に交付することができる。
8. 精神障害者、知的障害者、その他の障害者が日常的に必要な薬について、緊急時に対応して保管場所を身近な場所に多数設置しておく必要がある。
9. 避難時の配給物（ガソリン、水、食糧、灯油など）について、障害者は避難場所に取りに行くことが困難なので、各戸ごとに配布できるシステムを構築すること。



東京都障害福祉計画への意見

東京都障害者施策推進協議会 第5回専門部会教育関連意見書

DPI 日本会議 中西正司

背景

障害者権利条約が批准されるに伴い、文部科学省は共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築を実施している。障害の種類や程度に応じて特別支援学校に就学するという従来の仕組みを改定し、保護者の意向を最大限に尊重し総合的に就学先を決定するよう、法令が改定された。障害者基本法においても「国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に努める等必要な施策を講じなければならない。」（第16条第一項）と改定され、インクルーシブ教育が推進されている。

基本理念

障害のある子供及びその保護者が住みなれた地域で安心して生活していくためには、インクルージョンの推進と共に、子供の成長段階や個々の障害の事情に即したきめ細かな相談対応や合理的配慮の提供、支援が必要です。そのためには、行政・学校・療育機関等が連携し、ニーズに応じた適切な支援を行う必要があります。

○障害のある児童・生徒は、すべての学校・学級に在籍しているものと推測されることから、小・中学校や高等学校等におけるインクルーシブ教育システムを整備する必要があります。

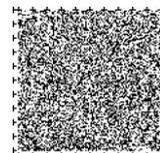
○就学先の相談や決定に当たっては、保護者の意向を最大限に尊重して行うことが必要です。

○普通学級における合理的配慮の提供については、差別解消法が近年施行されることに鑑み、学校や教育委員会が義務として行うとともに、その話し合いに際して学校や教育委員会と保護者・本人とが対等に建設的に対話する必要があります。

○都立高等学校等においては、通常学級におけるインクルーシブ教育を積極的に推進するために、都立高等学校の教員を対象に障害者権利条約や合理的配慮の事例等に関する指導資料の作成・配布や様々な機会を捉えた特別支援教育の研修等を実施します。

(1) 小・中学校での学内介助の現状について

区市町村においては、特別教育支援員の地方交付税措置の下、介助員の配置がなされてい



るが、区市町村によって対応がまちまちである。都は介助員の実施状況や対応範囲（遠足につかえない、プール介助につかえない）などの区市町村ごとの状況を把握し公表するとともに、東京都障害者計画で今後の目標を定めていただきたい。

（２）小・中・高等学校、特別支援学校を問わず、保護者のつきそいを通学の前提にして
いる学校がある。これは障害のない者との平等に反する行為であり障害者基本法や障害者
差別解消法の趣旨に抵触する。都は「保護者のつきそい」の実態を把握するとともに、つ
きそいを前提とする学校運営を改めるよう指導するべきである。

（３）高等学校入試における受験上の配慮の状況について、都立高校では点字受験や時間
延長、知的障害をもつ生徒への特例申請など、受験上の配慮を実施している。また入学後
の介助員配置なども行われているところであるが、東京都障害者計画では全く述べられて
いない。現在行われている施策について記述した上、一層の充実を望みたい。

（４）公立大学法人首都大学東京（運営大学等：首都大学東京、産業技術大学院大学、東
京都立産業技術高等専門学校）は障害者差別解消法の対応要領作成が義務となる。障害を
もつ学生への受験上の配慮・入学後の修学支援についてしっかりと方針を定めるべきであ
る。

（５）高等教育における支援の推進

大学等が提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加で
きるよう、授業等における情報保障やコミュニケーション上の配慮、教科書・教材に関す
る配慮等を促進するとともに、施設のバリアフリー化を推進する。

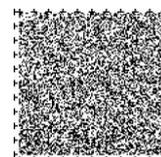
大学入試センター試験において実施されている障害のある受験者の配慮については、障害
者一人一人のニーズに応じて、より柔軟な対応に努めるとともに、高等学校及び大学関係
者に対し、配慮の取組について、一層の周知を図る。

障害のある学生の能力・適性、学習の成果等を適切に評価するため、大学等の入試や単位
認定等の試験における適切な配慮の実施を促進する。

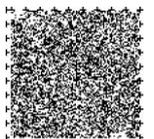
入試における配慮の内容、施設のバリアフリー化の状況、学生に対する支援内容・支援体
制、障害のある学生の受入れ実績等に関する各大学等の情報公開を促進する。

各大学等における相談窓口の統一や支援担当部署の設置など、支援体制の整備を促進する
とともに、障害のある学生への修学支援に関する先進的な取組を行う大学等を支援し、大
学等間や地域の自治体、高校及び特別支援学校等とのネットワーク形成を促進する。

障害のある学生の支援について理解促進・普及啓発を行うため、その基礎となる調査研究
や様々な機会を通じた情報提供、教職員に対する研修等の充実を図る。



はしもといいんていしゅつしりょう
橋本委員提出資料



障害者計画の策定に向けて【目標・課題の体系（イメージ）】

施策目標 I 地域における自立生活を支える仕組みづくり

(参考)

① 課題1 地域におけるサービス提供体制の整備
(主な内容)

- ・障害者福祉サービス等の必要見込量
- ・サービス見込量を確保するための方策等

② 課題2 地域生活を支える相談支援体制等の整備
(主な内容)

- ・地域生活支援事業
- ・相談支援体制の整備
- ・障害者の虐待防止と権利擁護等

障害者基本計画(国)
[新規項目]
・差別の解消及び権利擁護の推進

③ 課題3 施設入所・入院から地域生活への移行促進と地域生活の継続の支援

1 福祉施設入所者の地域生活への移行
(主な内容)

- ・地域移行に関する成果目標
- ・目標達成のための方策
- ・入所施設の定員に関する考え方等

国の基本指針
[新規項目]
・地域生活支援拠点等の整備

2 入院中の精神障害者の地域生活への移行
(主な内容)

- ・地域移行に関する成果目標
- ・目標達成のための方策等

3 一般住宅への移行支援

4 地域生活支援拠点等の整備
(主な内容)

- ・地域生活支援拠点等の整備に関する成果目標等

④ 課題4 保健・医療・福祉等の連携による障害特性に応じたきめ細かな対応
(主な内容)

- ・精神障害、重症心身障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等の支援体制等

⑤ 課題5 安全・安心の確保
(主な内容)

- ・災害時における障害者支援
- ・その他安全・安心の確保等

障害者基本計画(国)
[新規項目]
・安全・安心

①

前回の委員会でもお話し
させていたたいたように
自分達にもわかるよう
な冊子をぜひ作って
いただきたいと思います。
東京都から厚労省にも
お厚いをしていただき
たいと思います。

②

相談支援についても
自分達の身近な支援
者に相談をして
いるのが現実で
相談支援事業所がどこに
あるかわかっていない。
初めて来た人に自分の
気持を伝えることが出来る
でしょうか。

1ページ No2

③

施設から地域に出で
行くことは個人差もあり
必ずかしいと思いきつか
そのための練習する場所や
将来に向けた話し合い
など開いていただきたい
と思います。

④

施設やグループホームでも
だんだん障害が重く
なって介護をしなくては
いけない人達がふえて来て
いるのが現実です。
1人、1人にあった支援や
高れい者には老人ホームへの
入所もあっていいのではない
かと思います。
施設にいらただけになって

190-ジ ノ3

しまっているのか、現実です。
本当になんとか出来ない
のかと思います。

- ⑤ 前回のしんさいでは知り
合い仲間達も被爆に
あつて支援者からがまん
をしろさいと言われていた
と仲間達から聞いたこと
もありました。
たしかに品物も大切だ”と
思いますか、心のケアは
どうなっていたのかなと思っ
ましたか、仲間達は強く
生きて生活をしているすかた
をお見まいに行った時に
感じました。

施策目標Ⅱ 社会で生きる力を高める支援

1

課題1 障害児支援の充実
(主な内容)

- ・障害児支援の必要見込量と確保のための方策等

課題2 児童・生徒一人一人に応じた教育の推進

課題3 職業的自立に向けた職業教育の充実

国の基本指針
[新規項目]
・障害児支援の体制整備
※努力義務

施策目標Ⅲ 当たり前で働ける社会の実現

2

課題1 一般就労に向けた支援の充実・強化
(主な内容)

- ・一般就労に関する成果目標
- ・労働施策との連携による福祉施設から一般就労への移行に関する活動指標
- ・目標達成のための方策等

課題2 福祉施設における就労支援の充実・強化
(主な内容)

- ・福祉施設における工賃の向上等

施策目標Ⅳ パリアフリー社会の実現

課題1 ユニバーサルデザインの普及による福祉のまちづくり推進

課題2 差別の解消と心のパリアフリーの推進
(主な内容)

- ・障害者差別解消法
- ・心のパリアフリーの推進
- ・情報パリアフリーの充実等

課題3 スポーツ・文化芸術活動の振興

障害者基本計画(国)
[新規項目]
・差別の解消及び権利擁護の推進
・行政サービス等における配慮

施策目標Ⅴ サービスを担う人材の養成・確保

(主な内容)

- ・障害福祉サービスや相談支援事業に係る人材養成等

①

特別支援学校でも送迎
という授業があるみた
いで地域に出て行くための
準備として一船企業に
実習させてもらったり 施設に
実習させてもらっていること昔は
考えられなかったことが
何年前前からやっている
こと1人、1人に合わせて
やっていることです。
すごいなと思います。

②

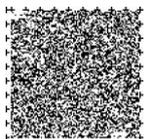
私達の目標として一船
就労をおくという目標では
ありますが当事者は

みページ

No2

いっしょけんめいに働こう
と思っても企業にして
みれば心よく思えない
人達もいていじめにあった
こともよく昔は聞きましたか
最近ではジョブコーチいて
くれて企業の中でも
うまくやれていることを
聞いてはいますか
みんな、みんなそうでは
ないことも聞かえて
きますか
どうかジョブ
コーチの充実が出来る
ようになってほしいと
思います

やのいいんていしゅつしりょう
矢野委員提出資料



基本理念について

Ⅱにおいて、企業就労・公的機関の就労について、合理的配慮の提供を明文化する。

Ⅲにおいて、共生社会を目指すことを明確にする。また児童についても入ったことから「育ち」「学び」を、スポーツや芸術など生涯学習の観点からも「学び」「楽しみ」を入れる。

以上を踏まえ、以下、提案します。

基本理念Ⅱ

障害者が地域において自立して生活し、その生活の質の向上を図るため、一般企業および公的機関で働く機会を拡大するとともに安心して働き続けることができるよう、合理的配慮の提供に努めることを目指す。

基本理念Ⅲ

障害のある人とない人が学校、職場、地域の中で交流を図り、たとえ障害があっても、適切な支援があれば街なかで育ち、学び、働き、楽しみ、暮らすことのできることを都民が理解し、支え合う共生社会の実現を目指す。

障害者計画の策定に向けて

施策目標Ⅰ 地域における自立生活を支える仕組みづくり

課題1

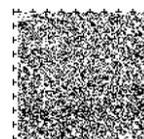
・GH併設及び単独型ショートステイ拡充に向けて、家賃助成や運営費の上乗せ

課題2

・緊急の場合、365日24時間対応

課題3

・知的障害、精神障害のある人も民間住宅が容易に借りられる仕組みづくり



課題 5

- ・災害時における障害者支援について、障害特性を鑑みた支援計画
- ・警察の知的障害理解を進める

施策目標Ⅱ 社会で生きる力を高める支援

- ・障害児の前に一人の子供であるという視点
- ・児童発達支援、放課後等デイサービスについては、事業の評価と、展開事業内容による報酬単価の設定

施策目標Ⅳ バリアフリー社会の実現

課題 2

- ・知的障害者の医療機関利用（入院時や通院時）、行政窓口での意思疎通支援
- ・知的障害者の公的委員会など出席において、支援者にも財政的支援を行政の責任において行う

課題 3

- ・知的障害者がスポーツを楽しむ機会の拡大 身近な場所や指導者の配置
- ・芸術活動の支援

